

第4回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年7月18日（木） 午後3時～5時

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，北野佳世子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，鷲巣弘子委員

欠席者：青山行彦委員，佐藤邦子委員，中野勘次郎委員

傍聴者：なし

報道関係：中日新聞，静岡新聞

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長

小杉，幸田，田中

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会議録の承認について
 - (2) 条例の検討について
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 前回会議録の承認
- 2 タウンミーティングの結果をふまえ，8月のパブリックコメントに向けて，条例の目玉となる内容について検討した。

配布資料

タウンミーティングにおける質問，意見

1 開会

伊藤委員長

只今より第4回浜松市市民協働推進条例検討会議を始めたいと思い

ます。タウンミーティングは皆さん参加していただきましてありがとうございました。

2 議事

伊藤委員長

まず前回の会議録のご承認というかたちでいきたいと思います。お手元に第3回浜松市市民協働推進条例検討会議会議録がいていると思います。今ざっとご覧になって問題あるところがなければご承認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

伊藤委員長

それではこれで承認いただいたというかたちで、本題の方に移らせていただきたいと思います。

伊藤委員長

既にご参加いただきましたのでご承知の通りですが、タウンミーティングを2回にわたって行いました。そしてその前に何回かのワーキングを行ってきたわけですが、この8月にタウンミーティングの結果も踏まえた、この検討会議としての条例の骨子案を広く市民の前にもう1度提示して、ご意見を伺う機会を持っていきたいと思っています。そしてそれを受けて9月に最終手直しをして、9月後半に市長に検討会議としての提案を提出するというのがこれからのスケジュールになっております。今日はタウンミーティングについての感想等もあると思いますが、発言の中で少し挟んでいただくかたちにしまして、特にワーキングの方では結論は出していない問題が幾つかあります。これについて、できればまとめに持っていきたいと思っていますところ。

メールでお手元に幾つかの案がいているのではないかと思います。1つは浜松市市民協働推進条例骨子案2と書いた、これは事務局の方が各委員の出してきた案を一応踏まえてまとめた案です。一応これは検討する上でベーシックなものになってはいますが、しかし、必ずしも全ての委員の案が入っているわけではありません。そういったことで、幾つか個別の案がございます。1つは私の方でまとめた、浜松市市民協働推進条例骨子案があります。私の案もどちらかと言うと、事務局とは別の視点で皆さん方の意見をまとめる方向でつくったものです。

それから更に、長澤委員から出ています骨子案、それから鈴木委員から出ています骨子案、この4案が多分お手元にいつているのではないかと思います。書き方の体裁は、目的から定義、基本理念、それからそれぞれの役割、それから基本施策、それから具体的な施策という流れになっています。最初の基本施策までは、構成上は大體共通しておりますが、その後については施策案の選び方に関してもかなり違いがあります。こういったことを少し踏まえた上で、全体の中身について少しご紹介しつつ、検討をお願いしたいと思います。そして、目的に関しては、実際に最終的な内容が固まった段階で検討した方がよいのではないかと思います。定義の問題についても、幾つかの違いがあって、先ほどのワーキングでも1つ出された疑問があります。この定義の中で、協働によるまちづくり、市民活動、市民活動団体、事業者について定義がされているが、文章の中で「市」という言葉が随分出てきていて、この言葉の定義がなされていない、一般的には条例において「市」は市役所と言いますが、あるいは場合によっては議会も含めたかたちのものを指していますが、市民がそこには含まれているわけではないとかたちで理解されているものです。この辺の定義を入れなくてよいのかどうかという声は上がりました。これについても今日議論していると、きりはありませんが、そういう声が上がっているということだけ報告させていただきます。

それから、基本理念についてはかなり議論が起こっています。一応確認だけさせていただきますと、この事務局の方でつくられました基本骨子案2に即しますと、理念の(1)のところ、「それぞれの責務と役割を理解し、互いが対等なパートナーであることを認識し、豊かで活力のある社会にむけ」とありますが、そこに相互支援という言葉を入れるか入れないかということについて、少し議論が出ました。市民同士が相互支援、あるいは支え合っというようなかたちの表現を入れた方がよいのではないかと、あるいはそれは以下に述べる施策次第ではないかという声もあります。相互支援を入れようというのは、実は基金がそのような性格を持っているので、基金との兼ね合いでそれが出ているということがあります。これも実際の施策をどうするかという問題と絡んでくる問題です。それから(2)の、市民、市民活動団体、事業者及び市のところは、一部カットしまして、互いの自主性及び主体性を尊重するものとする。とします。ここで多様な協働形態ということを補足した方がよいのではないかと指摘がありました。文章の表現がどういふかたちで入るかというのはまだこなれていませ

んが、それを踏まえて互いの自主性、自立性の尊重をするというようなことを入れた方が良いのではないかとことです。多様な協働形態は、むしろ3の方に入れた方が良いのではないかという意見も少し挙がっています。

(3)の、「市民、市民活動団体、事業者及び市は協働を進めるにあたり、透明性を基本とし、互いの情報を共有化すると共に、相互に参加及び参画を図るものとする。」とあります。これについて下に二重線が引いてありますのは、当初の事務局案にはなく、委員サイドから出た意見が採用されたものです。これは具体的な施策の中の、市政への参加につながっていく項目として追加されたものです。基本理念については、実際の基本的な施策がもう少し明確に詰められた段階で、細かい部分は直していきたいと思いますが、一応こういった検討が行われました。

それから市の役割について、これについてはこの骨子案2よりは、長澤委員が出した市民の役割の(1)に書いてあるところ、「市民は、基本理念に基づき、自己が暮らす社会に関心を持ち、地域社会の中で、自らできることを考え行動するとともに、参加・協働する意識を持つように努める。」という言い方に近い言い方に変えていこうというように今なっているところです。

次の、市民活動団体の役割については自己の責任を、ここまで言えるかどうかについては多少の意見が分かれています。事業者については特に意見なしというかたちです。

7番目の市の役割からはかなり具体的な施策と絡んでくるところで、幾つか議論的になっております。この市の役割と、8番目の基本施策が実は混同しやすいという問題がありまして、これも今日のワーキングの方で私の方から出した提案ですが、7番の市の役割は、市はというかたちで表現していくのは当然ですが、8番目の基本施策は、「市は」というかたちではなくて、むしろ「市民、市民活動団体、事業者及び市は」という表現に変えた方が良いのではないだろうかと思います。この施策は市が全てやるのではなくて、協働を推進していく仕事ですので、ある仕事に関しては確かに市が窓口をつくったりしなくてはいけない問題もあるし、ある仕事に関してはむしろ市民が支え合っていく、あるいは市民が推進委員会を構成していくという要素も当然入っていると思います。あるいは事業者が資金的な援助をしていくなど様々な問題が当然起こってくると思います。「市は」という言い方にすると全て市に業務を押し付けるという感じが出てきますので、むしろ

それぞれが、こういう施策に協働して取り組んでいくという精神の基に、考えていきたいと思っています。

そういうかたちで整理することによって特に市の果たさなくてはいけない役割、責務については7に明確に書いた方が良いのではないかとことはあります。環境等々の整備と、適切な施策をつくっていくということが1つあります。2番目に、情報を公表し、広く市民の意見を求め、当該意見を反映させるよう努めることは、市政への参加につながってくると思います。3番目に、「職員が協働の考え方を理解し」というところですが、これは、もっと強調して良いのではないだろうか、タウンミーティングでも、特に職員の意識改革はかなり重要だといった声も出されております。

基本施策については先ほど言いましたように、主語が市だけではないというかたちで変化してまいります。この基本施策の中で、特に重要な問題として、9番、10番、11番そして12番といった施策につながっていくわけですが、この中で書いていない問題についても幾つか入っています。実際に、基金に関して言えば、お金に関する問題で、それに関する部分が基本施策に入っていないではないかという指摘もあつたりしまして、この辺についても少し整合性があるようにしていきたいと思っています。

一応今までの段階について、幾つか細かい直し等がありますが、特に今日の検討会議の方で中心に議論していただきたいのは、9、10、11の重要な施策3つに関してです。最初が市政への参加と提案です。これにつきましては各委員で、かなり書き方が変わっています。元々事務局案には、これは市の役割の方に入っているので独立の項目はなかったわけですが、委員からの提案によりこのような表現で入ってきています。それに対して、私のつくった案では市政参加と協働、提案機会の提供というかたちで3つ位挙げて書いています。長澤委員の案では、プロセスをかなり丁寧に追ったかたちで書かれています。それから鈴木委員の方は、特にこれについては大きく取り上げて書かれていません。そういったかたちであります。これについてはどの位の書き込みをするかという問題が1つの大きなポイントになっているわけです。これは昨日のタウンミーティングもそうですが、市民からの声の中には、行政に対して提案を持って行く、あるいは行政の提案してきた施策について、時には寝耳に水であったというようなかたちの声が挙がっており、そういったものがきちんと解決されない限り、協働があり得ないのではないかといったニュアンスの指摘が多かったと

思います。そういう点で、ここでは表現をどのようなかたちで書いていくかが議論の第1のポイントになると思います。

また、2番目の問題といたしまして、参入機会があります。これは一種の事業委託に対するルールづくりに関わってくる問題です。昨日のタウンミーティングでの説明にもありましたように、単に事業委託というかたちで市民活動団体が行政からお金をもらって活動するというニュアンスよりは、むしろ市民からの提案というものをより実質化していくために、いわば9番を補強するものとしてあるというのが大体ワーキングの認識です。それについては、9番の参加と提案に次ぐかたちで入れ込むかたちにして、その関係を明確にしていきたいと考えています。参入機会については現在のところ、そんなに大きな文章上の違いはありません。ただ、事務局案のタイトルは、「行政サービスにおける参入機会の提供」とあります。これに対して私の案と長澤委員の案においては、「市が行う業務への参入の機会」というかたちで、少しニュアンスを変えてあります。次に、市民活動団体が持っている、専門性、地域性等の特性と事務局案には書いてありますが、これは、地域性等を違ったかたちで解釈すると、市民活動団体を違ったかたちで選別してしまうということもあるということから具体的な例示を挙げる必要はないのではないかということで、その文はカットしようという意見が出ています。その辺の違いはありますが、これについては一応9番の項目を受けて、この項目が必要であるというのが大体ワーキングの認識です。

1番揉めていますのが10番の、浜松市市民協働推進基金です。ここで揉めているところを簡単に説明したいと思います。委員の間で何らかのかたちで市民同士がお互いに市民活動を支え合っていくための仕組づくり、そのために税制優遇が伴う市民からの寄付の促進ということは、すごく意味があるということについて、異存ないかたちで一致しています。実際に浜松市だけではなくて各市で、市民活動を促進するために、国の税法の規定がやりにくいということもあり、今まで多くの非営利団体が、市民同士の寄付ではなくて、行政の補助金をあてにするかたちで、だんだんだんだん市民から離れていったという問題を鑑みて、もっと市民同士が支え合うような仕組をきちんとつくる必要があるという考え方についても全て意見は一致しております。

この仕組については、数年前から各都道府県、市町村の方で、例えば公益信託というかたちで基金をつくる方法、あるいは県とか市が地方自治法の規定に従って、基金を設けて行っていく方法など、幾つか

のやり方が検討されてまいりました。公益信託のやり方というのは銀行、信託銀行、あるいは労金といった金融機関に1つの信託のファンドをつくりまして、そこに行政等々も加わった管理委員会をつくって公益性を持たせます。そしてそこに市民に寄付をしてもらい、そのお金の運用をその委員会が決定して、市民活動の発展に貢献していこうというものです。ある県においては、その基金をつくるにあたって行政が半額もち、あとの半額を企業や市民から募ってというかたちでつくろうとしているところもあります。この時に公益信託でつくりますと、市民からの寄付に対して、その寄付をした市民に寄付控除が適用されるケースが非常に厳しい条件になってきます。例えば静岡県で災害ボランティアの活動に対して援助することに限定された一種の公益信託がつくられています。これについては災害ボランティアという項目に限定されており、その災害ボランティアという項目については国税庁の方も寄付控除を認める項目として挙げておりますので、その場合に県民は寄付控除を受けることができる仕組みになっています。しかし、それをもし災害ボランティア以外にも環境問題、福祉、教育、文化等様々な分野に出していくかたちに変えますと、国税庁は今のところイエスとは言っていません。それについては寄付控除の対象にならないように現在は運用されています。多くの公益信託はそのような壁に当たっているという現状があります。

他方で自治体内部に基金をつくる方法は市民が自治体に寄付をするという形式になります。地方自治体などの公共団体は、一応そこに対する寄付は税制優遇の対象になるということが法律によって決まっております。そういったことで、基本的には自治体がお金に対してきちんと責任を持って運用をしたり、あるいは助成をしていく分においては問題ありませんので、基本的には自治体がつくる基金に関しては、税制優遇が受けられます。ただし、どうしても官主導というイメージがある程度付きまとうという欠陥を持ちます。そのように一長一短がある中で基金は動いているわけですが、特に今まで自治体の基金については、市民の寄付をベースにしているものがあまりありませんでした。どちらかというと自治体が一般財政の中からお金を出して、それに市民にも声を掛けて少し集めて、そのお金を様々なその地方自治体が必要と思われる地域の市民活動団体に助成金として出す、このような仕組みのものが多かったわけですが、つい先ごろ杉並区でつくられ発足した基金は、自治体からは基本的には金を出さずに市民がその基金に金を出すことによって税制優遇を受けつつ、市民活動団体に寄

付をするというやり方を取りまして、今注目を浴びています。

そういう経緯がある中で、浜松においてもこの杉並のやり方を取り入れようという提案が、これは行政サイドの方から出されております。委員の中においても、何人かはそういう考え方自体は非常に良いという意味で賛成をし、魅力ある案だという認識は持っております。しかし、議論をしている中で幾つかの問題が挙がってまいりました。1つは杉並で始まったばかりであって、まだどういうふうに運用されているか見えてきていません、杉並の場合、非常に厳しい管理基準というものをつくって運用していくというかたちになっておりまして、担当者の方もいろいろ非常に苦労されているようです。現実には、1月経って、まだ1件も市民からの寄付が集まっていないようです。こういう状況が1点です。

それから2番目にタウンミーティングでもほとんど意見が出ませんが、基金という言葉聞いた時に、お金を出して相互に援助し合うというイメージよりは、自分たちの団体はもらえるのかなという関心の方にどうも皆さん耳をそばだてているのではないだろうか、その辺で本当にその精神が守られるのだろうかというような不安があります。その中で、最終的にワーキングで議論している中において、しかしやはり基金についてはほとんどタウンミーティングでも反応がなかったところを見ると、やはり税制優遇という仕組みについての多くの人たちの関心、あるいは認識が非常に弱い、そういう状況の中でこの委員会で早急に結論を出して、今回の条例に盛り込むということ自体にはかなり無理があるのではないだろうか、できればこの問題についてはまず委員の間でもきちんと理解を共有し合い、次に市民にも、もっと詳しく基金の仕組みを説明し、理解の共有の輪をもう少し広げない限りは、ファッションで終わってしまうのではないだろうか、こういう意見が大勢を占めてきています。

ワーキングの中においては2つ位の選択が今提案されています。1つは今回この条例を予定通り9月までに骨子をつくって市長に出し、市の方でそれを受けて条例案を11月の議会に出していくというスケジュールで行くならば、基金の細かい内容については書き込むだけの責任は持てない。しかし、基金の意義は分かりますので、例えば基本的な施策の中に市民間が相互に支援し合っていくような仕組みづくりについて措置を講じるといったような表現を入れて、今後基金をつくるのが可能になるような文言を入れていく程度にとどめ、具体的な案については特に書き込まないという案が第1案です。

それから第2案は、市長さんが11月に出したいという気持ちは十分理解しつつも、やはり基金を入れていくのだとするのならば、少なくとも最低半年間位その時期を延期していただいて、それにもう少し絞った後半の議論と、もう1度市民に対してもそれを理解してもらうような内容をつくっていくというかたちで処理をしていこうという案です。その2案が中心になってワーキングでは理解されています。しかし、第3案というものもあり得るのではないかと考えています。これはどういうことかと言いますと、なかなかこういった条例や、新しい制度をつくる時には一種の機運が結構重要で、この機会に上手くこれをつくらないと、次回にこの基金をつくろうとした時に、そう簡単にはいかないのではないだろうか、特にこれは事務局サイドからそのような声が挙がっています。それについてはよく分かりませんが、確かにそういう発言は、他の法律をつくる時にもよく聞く話であり、確かにその通りではないかと思えます。こういうことを考えていきますと、例えば実際にその基金の具体的な運用についてはもう少し検討期間を置くにしても、条例の中に基金をつくるための仕組みだけは入れておき、少しずるいかもしれませんが、つくった上で内容を議論していこうということです。実は杉並の基金の条例の項目を見ると、市民が相互に寄付をしてなどということはどこにも書いていないのです。別に行政がそこに一般財政を入れても、どちらにしても使えるような基金になっています。後は運用次第で、杉並の場合には行政が一般財源を使うのではなくて、市民の寄付をスルーさせる基金にすることをホームページ等々で発表しているわけです。そういうことを考えていきますと、浜松の場合も、条例の中にはあまり細かいことは入れずに一応基金をつくるフレームだけは入れておいて、その上でその運営については、少し時間を掛けて運営計画をつくっていくという、第3の案というものも可能ではないだろうかという提案が、一応事務局の方から出されています。一応この検討会議の方では、ワーキングの方では最初の1案、2案、それから事務局から出されている第3案を含めて少し検討を願いまして、もし可能であれば1本に絞って出したいと思っています。どうしても絞りきれない場合には、多数意見と少数意見というものは8月に出す骨子に入れて、市民にも少し関心を持ってもらおうと思うのですが、多分その時に市民たちはその文章だけでは理解できないのではないかと思えます。何らかのかたちで説明会を開かないと、市民たちも分からないからほとんど反応が出ない、あるいは全然的な外れな意見が出てくるということも考えられると思いま

すので、なるべく両方の案を併記して市民に判断を仰ぐということとは避けたいと思っておりますが、一応そういう選択もないわけではないということを考えている次第です。

最後に、推進委員会という問題があります。推進委員会についても昨日のタウンミーティングで山中副委員長が説明された内容とほぼ一致しておりますが、内部において、特に事務方と委員の間での意見が完全に一致していない問題があります。1つはその委員会が市長からの諮問とは別にもう少し突っ込んで、例えば市民協働、市政参加といった問題について評価をしたり、あるいはフォローをしていくということをもっと明記すべきであるという考え方が1つ、それから2番目は、条例そのものの見直しということについてもその委員会がやっていくのだということを中心にきちんと明記するか否かという問題、この辺についてはまだ事務方と委員の間では完全に意見の一致を見ていないというところがあります。

かなり急いだかたちになりますが、市民参加に関して、市政への参加と協働提案の問題に関する書き方をどこまで書き込んでいくかという問題が1点、それから2番目に、基金についてどのように扱うかということ、それから3番目に推進委員会の役割について、これもどこまで書き込むかという問題、この辺が今日特にご検討願いたい課題です。

鷲巣委員

基金のところですが、現在も市への寄付はあるわけですね。例えば、つい最近私が耳にした事例は、ブラジル人の子供たちの教育です。ある事業所より200万円位のお金が寄付されたそうです。そうしたら即それをやることになったわけです。その事業費は莫大で、200万円もらってしまったお陰でそれ以上のものすごい予算を取ってやったという話を聞いているのです。それは良いのですが、そのやり方です。情報が公開されていないのでいろいろな噂が耳に入ってくるわけです。例えばブラジル人の多い順にその教室を開講したのではなくて、2人しかいないのだけれどあるところからスタートした、それはなぜかということ、その事業者との関係だというようなことが耳に入ります。噂ですから、正しいかどうかは分かりません。ですから今でもそういう寄付があって、これとは協働の基金は別に考えるのですか。

伊藤委員長

今のお話については私も知らないのですが、とりあえず

従来からも行政に対する寄付は結構あります。例えば東京あたりですと、お年寄りが息子や娘に財産を残したくないということで、自分の家売った何億というお金を寄付するというケースもかなりあります。多くの場合、指定がされていない場合には市の一般財源に入るケースもあったり、あるいはこういう活動に使ってほしいという場合には、たくさんのお金があればそのお金で済んでしまうケースもありますが、少ないと、今のように一般財源を付けてやらなくてはいけないケースも起こったり、いろいろあるようですが、やはり寄付については新聞にほんの少し報道される位でよく分かりません。そういう意味では今回基金ができると、その辺に関するルールが明確になっていくという意味では、大きな前進があるのではないかと理解します。その時にただ、行政にやってほしいというかたちの寄付では多分なくなると思うのです。従って、行政にやってほしいという寄付はその基金に入らずに、従来と同じかたちになって、この基金に入る場合には、特定の活動をしている特定の市民活動団体、もしくはこの分野の市民活動団体に対して応援してほしいというかたちで出ると思いますので、委員会の方でその団体、あるいはその分野の活動が相応しいとなれば、そのお金がそっちへ回っていきまらうと思います。それは200万なら200万しか回ってきませんので、本当にどこまでその活動が広がるかどうかという保障はないかと思っています。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

今の（鷺巣委員の）お話は、もう既にそのようなことで事業が実施されているということですか。

鷺巣委員

はい。事実かどうか分かりませんが、そういう噂として耳に入ってきています。今、ブラジル人の子供たちに対する事業をやっているということは事実なのです。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

その事実関係を今ははっきりと把握していないので、コメントは控えさせていただきたいと思いますが、一般的にはそういったいろいろな寄付を受け入れておりますし、その基金を使って事業の財源にしているということもやっています。

伊藤委員長

逆に、例えば去年1年間やこの数年間の間に、市にどれだけ寄付が

あって、そしてこういった方面に大体使われてきたというデータは、調べようと思えばすぐに調べられることですか。それはできるだけ早く、来週開くワーキングまでに少し調べておいていただけますか。少しでもそういった情報がないということが今、基金についてはすぐに議論が挫折してしまう問題ではないかと思しますので。

杉山企画部副参事

よく福祉の分野で、寄付があるわけですが、例えば友愛の福祉基金というものが基金の条例の中で規定されています。それが医療振興だったり、教育振興だったり、いろいろな分野でそれぞれの基金条例が規定されています。ですから寄付者がこういう分野に役立ててくださいとあって寄付された時には、一旦そこで受けて、その果実で例えば友愛の広場という1つのイベント事業をやるなどの財源に充当して活用させていただくというかたちが一般的です。たまたま寄付者の意思が、現在基金として設置されていないような場合もあるかと思えます。その場合でも、一般寄付で一旦受けて、すぐに事業化することが、その寄付者にとって1番意に添うかたちになるということで、事業として展開されるということはあるかと思えます。私も詳細には分かりませんが、一般的には受け皿として基金があって、そこへ積んで、その果実を財源として事業費に充当していくというのが一般的ではないかと思えます。

鷺巣委員

私が属しております団体は、いろいろなところに寄付をしております。HICEにも寄付をしたことがあります。その事業の中のどこかに私たちの些細なお金が使われているということで理解しております。ブラジル人の子供たちのためというのはわりと最近に耳にしたことです。これが事実かどうかは本当に分かりません。でももしかして、それが今ここでやろうとしている基金の1つのかたちになるのではないかと思ったのです。それは行政だけがやっていることではなくて、末端で動いている人たちは市民活動に近いような方たちだと思うのです。それで今少し気になってお聞きしました。

伊藤委員長

鷺巣委員から具体的な例が挙げられていますが、基金についてまず議論していきたいと思えます。その必要性については、理解が高まりつつありますが、今のようなケースについても、なかなか事務局の方

も把握していないような状況の中で、今基金をつくるのが確かにプラスにも見えてきますし、あるいはまだよく分からない部分も結構あるわけですが、少しご意見をいただきたいと思います。事務方の方も、ご意見を出していただきたいと思います。

北野委員

ある活動をしたいが、資金が必要だということで、自治会からお金をもらえたら良いなという団体があったのですが、そういう場合、自治会からお金をもらうという助成はどのようになるのかなと思ったのです。もし基金があれば、例えばその団体が、こういうことを始めたいと事業計画を出せば、その基金から助成していただけるのでしょうか。それとも地域でやっているものですから、その自治会からお金をもらうとなると、この自治会の方は税制優遇は関係ないわけですよ。ですから今までは、行政からお金をもらえるかなと思っていたと思うのです。もう少し市民活動をやっていく上で、お金をもらうのではなく、自分たちで上手くやっていくような基金の書き方をしていけば良いと思います。

伊藤委員長

自治会の場合、規約が普通ありますが、その規約の中で例えば地域にとって役立つイベントをやったり、あるいはそういう活動をしている団体に少額の援助をすることができることをうたっているところはあると思います。それは別に自治会の会員たちの合意を得て行う分においては全く問題ないと思っています。実際に、本当は市民活動を支えていくというのは、行政が主導的に基金を使わなくても、市民が互いに金を出し合って、自ら決めるのが良いのですが、ただ日本の社会はそういった市民たちが約束してつくった基金に対しては、税制上の優遇は一切ないわけです。つまり、国の方はあなたたちがそういうことをやるのは自由ですからおおいにおやりなさい、しかし国はそれに対して税制優遇はしませんよというのが日本の社会のやり方だったわけです。アメリカなどは、そういう市民でつくった基金も税制優遇をして、どんどん発展できるようにしていく仕組みです。しかし、日本の場合には、なかなかお役所が堅くて、それではしょうがないから地方自治体が国と市民の間に立って基金をつくらうという動きが今出てきているわけです。それを良しとするのか、あるいはそれをおせっかいと見るのか、というような考え方の問題が1つあります。

2番目に、もう1つ注意してほしいのは、税制優遇になる時は、寄

付金の額が最低でも1万円以上なのです。1万円までは控除の対象になりませんので、個人がやる場合にはどうしても遺産など、そういうものが大きな軸になります。事業者の場合には100万円、200万円という額が時によっては寄付できますので、対象になってきます。そういう意味で、寄付控除を考える時には、全ての人たちが参加できるわけではなくて、多くの人たちはむしろそのお金から寄付を受ける側の方の期待するのは当然の話だと思うのですが、そういったところに、少し懸念すべき問題点があることは事実です。自治会でしたら、会費を中心にやっていますから、誰でもが支援者になれるところだと思います。

長澤委員

タウンミーティングで基金の話をした時に、ほとんどの人はお金をもらえる仕組みだと思ったと思います。よほどお金を集める仕組みですよ、税制優遇ですよ、ということセットにして、委員長がおっしゃったように啓発をしていかないと、本当に絵に描いた餅で、もらうことばかり考えて、誰も集めることに気が付かないという状況になってしまうと思います。ですから税制優遇、寄付のことをもっと広く皆に知ってもらうための努力をしなければ、基金を条例に入れる意味はないと考えます。

鈴木委員

先ほど委員長から3つの選択肢を示されました。理念的なものが、とにかくつくって市民がお互いに寄付を集めるためにがんばれる努力を起こせるような条例を検討していくのが良いと思います。寄附文化の形成がない中で、とりあえず社会的信頼の高い行政が基金を立ち上げて、ここでは幅広く寄付を募ることで気運を盛り上げていくことを目的とするということで、杉並はこの基金の立ち上げに踏み切られたと書かれていて、私はやはり市民がこういうものをつくろうとすると大変難しい問題もあると思いますが、行政がとにかくこの条例の目玉としてこういうものを立ち上げようと言っていることにとても期待をしております。

ただ、幾つかの大変な危惧される問題があるということも十分わかります。先ほど委員長が行政の側に確認をしていらっしゃいましたが、今のこの時期を逸したら、今度はこれがいつできるか分からないと言われると、もう議論が進まなくなってしまうということをおっしゃっていました。そういう意味では、少し時間をかけてこのことについて

議論できる余地を，具体的に盛り込んでいきたいというのが，個人的な意見です。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

基金は行政側からの提案だったというお話がありましたが，協働とは基本的に対等なパートナーですから，相互に依存するという関係ではないわけです。従いまして，補助金を出していくということはあまり適当ではないと思いますが，ただ，協働を推進していくために，側面的な1つのツールとして，行政が政策的にこういったものはあった方が良いという判断をしているわけです。確かに杉並区では，まだ寄付者が1人も出ていないとか，昨日のタウンミーティングでも，もらうばかりのことを考えていて，自分が寄付をするということはあまり念頭になく，更にその寄付も，行政から何らかの上乗せをしてもらった方が良いのではないかといった意見も確かに出ているわけです。しかし，だからと言ってこの基金は時期が早いというようには言えないと思います。内容をPRしていくことによって，だんだん意識が変わっていくということはあるかと思えます。行政としては，基金はこの条例の中に盛り込んでいきたいと考えております。

伊藤委員長

言ってみれば鶏が先か卵が先かのようなところがかなりあるのです。基金ができてそういう気運を盛り上げた方が良いのか，あるいは気運を盛り上げて基金をつくった方が良いのかというのは，これはどちらが先かという問題があります。ただ，委員会の中できちんと議論をして，皆で納得できないものについては，特にお金に関わる問題については提案したくないというのが私の委員長としての意見です。

北野委員

やはり市民団体も，まずお金をもらうというのが意識にあると思うのです。ですから基金といったらお金をもらえよう努力をするのかなと思うのです。自分たちが何か活動する時は，どこかにあたって，直接そこからもらってくる。そうすると基金がなくても自分たちの活動がどんどん盛り上がって成熟していくとは思いますが，そこまでできない団体も，こういう基金があると分かれば，活動ができていくのかなと思います。

指針の中で，Aの人たちは自分たちでやっているから良いと勝手にやっていて，Bからが協働で，この条例の対象者かなと思われてしま

うと良くないと思います。Aの人たちをもっと盛り上げていくようなことは条例には盛り込めないのでしょうか。

鷺巣委員

私は先ほど申しましたように、これまでに寄付をしておりますので、何の躊躇もないのです。こういう感覚をやはり育てるしかないと思います。先生がおっしゃったように、鶏か卵かの問題ですから、私はつくってしまった方が早いと思うのです。というのは、やはり皆さん補助金が好きなのです。何かというと自分のお金じゃなくて、どこかにないかなと欲しがるのです。それが私はすごく嫌です。まず自分たちでやって、どうしようもない部分は別ですが、まず探してきてという感覚がまだまだ必要だと思うのです。アメリカの友好都市のロチェスター、あそこはボランティアに対して年間何億という寄付が集まります。その国なりの歴史がありますので同じではありませんが、これからは自分たちのことは自分たちでやらなければ言いたいことも言えないということをしっかり理解してほしいので、私は基金を是非入れてほしいと思います。

山中副委員長

私は相変わらず入れない方が良くと思います。どうしてかと言いますと、お金ということになりますと、お金が関係ない団体もあるので。人間というのは情けないもので、今度基金を目玉にしてしまうと、お金を取るための市民活動、市民協働のようになってしまって、根本のところを考えると、現状ではない方が良くと思います。将来は分かりません。

長澤委員

私もほぼ同じです。鷺巣委員がおっしゃったことはとてもよく分かります。しかし、今はそれよりもっと、あったら良いなより、なければ困るという方を条例に盛り込んでいただきたいと思います。山中さんがおっしゃったように、協働するにあたって、お金よりもっと先にやらなくてはならないことがあります。そこをちゃんと押さえた上で、基金やお金の問題に行くのだったらそれは本当に良いです。それがきつとあるべき姿だと思いますが、全部最初の段階をすっ飛ばして、いきなり税制優遇とか基金と言われても、それは逆にごまかしているというか、ぼやかしているというふうになってもいけないなと思います。はっきり書くべきものを押さえてからでなくてはいけないような気が

します。

石田委員

私も非常に悩んでいます。杉並のことが結果に見えていないということももちろんあるのですが、条例の中にこれを盛り込んで、その先がどうなるのかということがわからないですし、条例に書くとしたら、ここに書いてある骨子2に市の方が書いてくださっているようなことは、あればあったで別にそれは問題ないと思うのです。しかし、今私たちが検討するには材料も、時間もあまりになくて、そこが不安で、迷っているというのが本心です。精神論的にはやはり鷺巣さんや鈴木さんがおっしゃったような方向に向かいたいという気持ちはあります。でも本当にその狭間で何ともならないというところにいるのが真実です。

鷺巣委員

先ほど友愛広場のお話が出たのですが、あれはそこに寄付するという条例があるわけですか。そうならば、同じようなかたちにこれを考えれば良いと思うのです。既に新しいものではなくて、友愛広場がありまして、そこで皆お手伝いをして、いろいろなものを売ったりするのです。友愛広場は1つの事業で、そこで上がったお金を寄付するのですが、1日お手伝いして大体各団体が10数万売り上げるのです。それを毎年寄付してきましたが、現にそういうことをやっているのです。それから緑の基金というものもあります。税制の方まで私は分からないのですが、そういう捉え方をすると、これもそんなに難しい問題ではないなと思います。

鈴木企画部事業兼行政経営課長

今の友愛の福祉基金への寄付については、市で行ういろいろな事業について、福祉の分野に是非私のお金を使ってくださいということと寄付するわけですから、特定のこういうことをやってくださいということ指定しているわけではないのです。

鷺巣委員

指定しているわけではないのですが、一括りはあるわけですね。ですからこれもそうです。指定もあり得るかもしれませんが、協働という部分に寄付をさせてくださいというかたちで捉えることもできるわけですね。そうしたらこれは新しいことではなくて、もう1つ項目ができたという捉え方もできると思います。

伊藤委員長

それに関して僕も質問ですが、今の友愛の福祉基金を改訂して、つまり範囲を広げて市民協働でも使えるようにすることが可能かどうか、それを少しお聞きしておきたいです。つまり、浜松市の方に市民からの寄付を受け入れる基金が、今幾つ位あるのか、どんどんむやみに増やしても意味があると思えませんので、例えばそういったものを整理・統合して、今回つくる条例の条項を受けて、例えば友愛の福祉基金をその目的に変更して使うことができるのであれば、そのようなやり方も当然、第4の選択肢で出てくるのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

基金はそれぞれに設置の目的がありますので、友愛の福祉基金は福祉に使うために寄付の受け皿になっているということです。今までの市の整理の仕方からすると、この協働というのは新しい概念であり、それに使うために特別に設置された基金ということで、友愛の福祉基金を変更するよりも、協働のための基金として位置付けておいた方が市民にとっても分かりやすいと思っております。

伊藤委員長

今までもそういった基金は幾つかあると思いますが、正直に言いますと、その分野に限られていたり、あるいはその運用の仕組み自体において市民参加が弱いということもありますので、今回の場合、独自につくった方が良いのだろうという気はします。目的もはっきりしていますし、使える範囲も広い、それから何よりもその管理システムをかなり明確につくって、ガラス張りの基金にできるというメリットを持っていると思いますので、新たにつくった方が良いとは思っています。ただ、もし浜松市に基金がいっぱいあるならば、この委員会としては、そういったものに対して見直しチェックというようなこともやっておかないとおかしくなるのではないかという気もしたので、そういう質問をしたわけです。ご意見を聞いていますと、かなり分かれています。今のままでいくと、まとめ案の方には両論併記のような書き方にならざるを得ない要素が強くなってきていますが。

長澤委員

もし基金を入れる場合、先ほどの寄付の啓発活動をしないでいいかということと、もう1つ基金から出すところをもっとしっかり検討してからでないか、条例に入れるわけにはいかないと思いました。

それもセットをお約束でやってほしいと思います。

伊藤委員長

今のところない方が良いという声も半分位ありますので、私自身もない方が良いという立場の方の意見を言いますと、やはり条例の目的がぼけてしまうとまずいということはあると思います。今回あったら良いなよりは、絶対にあって欲しい、という方に重点を置いた方が明確であるという意見です。今までワーキングやタウンミーティングにおきましても、少なくともなくてはならないという方に入ってくるものとして、市政への参加、提案といった、そういう部分に強い声が出ています。ただ、優先度が低いから、なくても良いかと言うとそうではないので、一緒に載せていく方法は良いと思いますが、ただその時に、条例上を見ますと、基金は絶対に目立ちます。従って基金を入れる場合にはかなり、解説文や、啓発活動の中で、市民参加の問題についても明確に基金と太刀打ちできるような仕組みとして出していかないと、ぼけていくという恐れがあるなと思っています。

基金の賛成の方で言いますと、本来基金に頼るのではなくて、市民活動団体はやはり寄付がほしければ寄付者のところへ行って説得すべきなのです。ただ、その時のツールとして基金が使えるわけです。例えば今までだったら寄付をください、税金はどうなるのかと聞かれた場合、それは知りませんとしか言えなかったのが、今回は寄付してただけなのであれば市にこういう制度ができたようですので、そこを通して私たちの名前を指定していただきますと、まず公的に審査されるから、あなたの方は安心して寄付ができるでしょう、といえます。もう1つは、あなたたちは、何らかのかたちで税金上メリットがありますよという、2点のメリットを提供できるわけです。

そうすることによってアメリカの団体は寄付を集めているので、そういうプラスがあることは事実ですから、基金があった方がよりやりやすいだろうなと思うのです。ただ、市民協働を推進する条例という視点に立った場合に、何を1番目玉にすべきかということ判断すべきだということが1点、2番目に、やはり委員会としてきちんと多くの委員が一致できる案を第1に置いていきたい、どうしても意見が分かれるものについてはやはり中心に置けないということがあると思っています。私自身は個人的には基金はかなり好意的なのですが、委員長としては今のところ、骨子案の提案の中にかちんと入れ込むことについては、少し難しいのではないかという判断を持っている状況です。

来週ワーキングをもう1度やりまして、一応文章化したものをつく

ってまいりたいと思います。これは行政の方にも手伝っていただくと
と思いますが、協働でつくらざるを得ないところも出ると思いますので、
この辺はワーキングの方でそういう趣旨でまとめさせていただきたい
と思っていますが、よろしいでしょうか。

それからもう1つ重要な問題としまして、仮に基金ということが、
市民の声によって復活することもありますし、あるいはこれから先、
杉並のケースの中で、非常に上手くいっているという情報が入ってく
ると、委員の中でもやっぱりやっても良いのではないかなという気持
ちが出てくる可能性もあるわけです。9月まで、パブリックコメント
も含めて議論は続いてまいります。今日の結論が最終結論ではありま
せん。そういったことも含めていきますと、先ほど言いましたように
市政への参加、提案というものに関して、基金と同じようになり
明確なかたちで書いておくということは重要になってくるのではない
かと思います。少し戻りまして、この骨子案2の方における9番、市
政への参加の提案のところ。これを私の案や、長澤委員の案など
を視野に置きつつ、もう少し明確に、読んだ人に浜松市はやってい
るなという印象を持ってもらうようにしていきたいのです。その辺は、
条例という範囲の中で、どういったことを書き込めば確実に浜松市は
変わっていけるのか、ここを是非ご意見をいただきたいと思ってい
るところです。

長澤委員に質問というかたちであえて投げかけます。長澤委員の案
の方は、推進委員会の方との関係を非常に強く強調しているわけです。
推進委員会の性格付けの問題がありまして、例えば推進委員会が仮に
基金や参入機会をやっていきますと、その入口と出口について、どち
らもやるとまずいのではないのかなという気が私はしています。僕は
やはりアカウンタビリティを考える場合には、入口と出口は違う団体
がチェックした方が良いと思っていますので、どちらの方を重点に残
していくというかたちになるか少しお聞かせ願いたいのですが。

長澤委員

現実的に考えた場合には、例えばまちづくりセンターなどをもう少し
機能強化して、そこを入口にする。入口はそういうところで今ある
ところを使って、出口では推進委員会でチェックをするかたちです。
私はこの基金は全く外してしまったので、入口と出口の両方を書いて
しまったのですが、委員長のおっしゃることはもっともだと思います。
どちらかと言うとやはり、説明責任や評価という方に問題が多くある
と思われ。ですから、出口には、公募市民や専門家で組織する推

進委員会，そして入口は広くということで良いと思います。

伊藤委員長

出口の方に関して言えば，推進委員会がきちんとやった方が良いというかたちで書き込み，入口の問題については広く，まちづくりセンター等の機能強化も可能になることを見据えた表現，まちづくりセンターでなくても良いのですが，具体的に言うと，こういう感じです。

例えば直接行政に持って行く前に，行政のことをよく分かっている人と相談したいという気持ちは誰でも持つと思うのです。このような提案を，例えば市の誰に話したら良いのかとか，あるいは持って行くにあたって少し見てもらって，ここをどのように変えると良いだろうかという相談に乗ってくれる人が浜松にはいるのかということです。県の方だと一応，NPO 推進室が多少それを手伝っています。ですから推進室の窓口に対して好意を持つ人と，それを癒着ではないかと批判する人の両方いるということが事実なのですが，浜松の場合にそういう機能がないと，やはり相談できません。あそこは書類を提出するところであって，相談する場所ではないという感じがやはり強い，でもそれを変えるということも1つの解決手段ですから，何かそういうことに結び付くような表現を是非入れた方が良いと思っています。

僕の個人的な提案は，長澤委員の1番のやつはこの項目の方にもう少しきちんと入れておいて，2，3に関しては推進委員会に移していくというやり方で，かなり生かせるのではないのかという気はしていますがどうでしょうか。この辺についても事務局の立場もあって，他のセクションの問題，あるいは市役所の機構について，条例に書きにくいということがあると思いますので，この辺はこちらの趣旨をまず最大限汲み取ってもらって，たたき台は事務局につくってもらった方が話が進みやすいのではないかと思います。基金について見れば，逆に事務局提案ですからこちらの方で手を入れて，案をつくった方が良いと思うのですが，逆にこの窓口関係に関して言えば，現在のこの2では少し弱いなという印象が強いので，私の案なり，長澤委員の案の中から生かしていただくようなかたちで，今述べたように様々な相談窓口を市の内部もしくは外郭団体等々に設置をしていくようなことが可能になるような表現や，分かりやすくそれにたどり着けるような仕組をもう少し追加していきたいと思います。その他にも現在の広聴制度をきちんと強化していくようなことを今後しやすくしていくような部分がもう少し強調されてくると，浜松市の姿勢というものがかなり明確に見えていくのではないかと思います。特に基金と違ってこちら

の方は比較的、姿勢の問題が結構大きいのではないかと考えていますし、タウンミーティングでも行政の姿勢に対する指摘が結構多かったと思いますので、是非これは事務局の方でもう1度たたき台をつくっていただいて、次回のワーキングで少しやらせていただきたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは今大体述べたような方向を来週のワーキングで議論し、事務局と調整をしていきたいと考えています。その他にもご意見があれば出していただきたいと思いますと考えています。

山中副委員長

タウンミーティングの出席者の言葉で、基本に戻ったなと私は思いました。基金のことばかり話して、何かぼけてきたような気がします。協働するのであれば、本当に平等な立場のパートナーシップを市が持ってくれるというところを、きちんと入れたいという市民からの声が多かったような気がするのです。

伊藤委員長

実は前文というのをつくらなくてはいけないのですが、つくらなくてはいけないということはなくて、前文のない条例もたくさんあるのですが、特に市民が条例づくりに参加した時に、その思いや理念を、専門家ではないために、なかなか条例の中に書けないということもいっぱいあります。前文に関して言うと多少の融通性はあって、そこに市民活動の重要性、協働とは何かについての話から、特に意識改革の問題についてうたっていく必要があるのではないかと考えています。前文については、多くの人たちも何か感じるのではないかと考えていますので、きちんとこの検討会議での姿勢を明確に出していきたいというのが第1点です。

2番目に、これも9月以降の作業になってくるのですが、横須賀市で逐条解説というものを出しているのです。これは法令ではありませんが、しかしこういう解説も何とかして書いたりすると、それなりに力を持つものですから、事務局の方と一緒に作る必要があると思います。これを読むと、なるほど浜松市はこういうふうになっているということが分かるようなものをつくりたいと思います。是非ご協力をお願いしたいと思っております。

長澤委員

参入機会について、委託と受託という話が昨日のタウンミーティン

グであったのですが、どうしてもあれは協働ではないような気がするのです。上下の関係があったら、あの表は全部協働ではない、真ん中だけが協働だと私はいまだに思っています。実際そういう意見がタウンミーティングの中になりましたよね。もう1度戻って考えてみたいと思っています。それと、条例は分かりにくいということで、多分翻訳版がほしいということだと思うのですが、市民サイドでない翻訳版はくれぐれもつukらないようにと書いてあります。市民の方が、自分たちが分からない条例ができたことによって、良くなるはずなのに全然良くなるのはどうしてだろうということに危惧している部分があるのは、考えなくてはいけないことだなと思いました。

伊藤委員長

参入機会についても議論をしなくてはならない問題が実はあって、指針で言うと事業委託のルールについて随分議論して、そこでは4項目位の内容を挙げているわけです。それを実行していくためには、参入の部分などで書き込まなくてはならない問題だと本当は思います。

確かに事業委託は本当に協働かどうかということについては疑わしい、そういう意味で僕も、ある段階では負担金制度のようなものをつくることについて、幾つか提案してみたわけですが、やはり負担金制度をつくろうと思うと、短期のこの検討委員会では非常に厳しいテーマだと思っています。従って参入機会についても解説の中でももう少しきちんと解釈をしていくなり、ワーキングで意見があれば出していただきたいと思っています。現在のものについて大きな声が挙がっていないから100%認められたというように必ずしも解釈していません。ただ、入れる場合には、単にそれだけが入ってくると本当に委託になってしまいますが、市民からの提案というものがあって、それを受けての参入機会という流れになると、横須賀市よりも一歩進んだかなという気持ちも持っています。そういうことがきちんと市民にも伝わるような条例にしたいと僕は考えています。

北野委員

多くの市民は条例をつくっても、指針をつくってもあまり知らないのではないかと思うのです。活動している人たちは自分たちでやっているという人が多いのです。ただ、それでも前文をやさしく、条例が多少硬い文章でも、前文は分かりやすい言葉でつukらなければいけないのかなと思います。それから例えばまちづくりセンターが窓口とか、自分たちが知っている場所が入っていると、あそこに行けばいいとい

うようになると思うのです。新しく何かつくるのではなく、そういったことが分かるような場所が明記されるといいなと思いました。

伊藤委員長

事務方の方も庁内の統制をして、例えばまちづくりセンターに可能性がありそうだったら、解説には例えばというかたちで入れることは可能だと思います。事務方も庁内で調整をして、まちづくりセンターが可能かどうかということも調べられています。

前回の指針の時にも、市民フォーラムをやるよと言っていてできなかったという問題があって今回やったわけですが、市民フォーラムだけではなくて、できた後の広報の問題もやはり9月末位には議論しておきたいと思います。せめて市民の2割位は知ってほしいのです。

長澤委員

皆様のご意見をもらうパブリックコメントも8月いっぱいやるということですので、委員も自分たちの団体に言うとか、そういう口コミの広報活動をやらなくてはいけないと思います。論点を出してくださいというかたちで少し工夫をしてやっていただきたいと思います。

鈴木委員

タウンミーティングをいたしましても、パブリックコメントにいたしましても、やはり市民の側にはあまりにもこのことに関する情報がなさすぎます。「広報はままつ」でははっきり言って何も分からないと思います。今我々がこういうところで議論しているものの、掻い摘んだ情報を投げかけないと、おそらく参加率2割などというのはとても望めないのです、その工夫を私はしたいと思います。私もそういう意味で、許される限りの情報は周囲に流すよう心掛けますが、何しろこれはまだオープンにされた議論ではありません。ですから本当に何もきちんとしたものは申し上げられない状態なのです。尋ねられても答えられないという状態の中で、どこまで今の状態を市民に投げかけられるかという工夫を是非していただきたいなと思います。

伊藤委員長

やはりたくさんの人たちに関心を持ってもらうことは重要だと思いますし、私たち自身も市民から見ると、やはり選ばれた特殊な人だという見方をされます。大体それが一般市民の見方であり、その辺はやはりきちんと心得ていきたいと思っていますし、特に行政の方は、こういうかたちで市民が参加したのだと誤解してほしくないのです。あ

くまで市民の一部が参加しているに過ぎないわけであって、大多数の市民はやはりこういった情報から阻害されていて、このような状況で今の市民参加が進んでいるのだということは、私たち自身もやはり自戒の念を持って考えていかないといけないと思います。

そういう意味で、何とか様々な人たちに伝えていくということと、本当は情報NPOというものがもっと出てきて、きちんと委員にインタビューをして少し料理して書いてくれたりすると身近な情報になってくるのです。多少揶揄が入ってきて、こちらの方も不愉快になる時はありますが、でもその方が多くの人たちにとってみると、近い情報として耳に入ることは事実だと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

私どもは、推進委員会というものは市長の諮問機関という位置付けで考えております。政策提言の窓口については、そのような機能を充実させていくという方向で考えているわけですが、今のこの長澤案ですと、政策提言のようなものをこの推進委員会に提言して、そしてそれを市長に上げていくということですか。

長澤委員

委員長に質問を受けて、どちらが良いと思いますかと聞かれた時に、入口はやめて出口にしましょうというお話をしました。

伊藤委員長

推進委員会が提言を受ける窓口になってはいけないということですか。

杉山企画部副参事

先ほど驚巢委員からお話のあった、具体的な寄付の事例で、担当課の方に確認してきましたので、少しご報告させていただきます。お話のあったケースですが、外国人児童の学習サポート教室ということで、新年度の新規事業として考えていた厚生労働省の交付金事業で、いわゆる補助事業の類です。市内3か所の学校の余裕教室を活用しながら、外国人児童の多い地区をある程度選んで、実際今年度3か所を使って、外国人でいろいろ悩みを抱えている子供たちをサポートするという事業展開をやっていたということですか。そこへある財団から新年度に入ってから寄付のお話があって、それについては教材を充実するような使い方をしてくださいということでしたので、パソコンのソフトなどに実際に使おうとしているわけです。国際室でそういう類いの基金を今持っていないので、そのまま寄付のあったものをその事業に充当す

る使い方のケースだというお話がありました。ですから、寄付金があった場合の一般的な使われ方として、一旦基金へ積んで、そこからまた別の事業費に充当するやり方、それから直に今回のケースのように、こういうものに使ってくださいという寄付者のご意向を尊重して、そのような経費に充てるという使いかたもあろうかと思えます。

伊藤委員長

1つ目に、まず基金以前に情報がきちんと説明されれば皆納得するわけですが、説明されていないと噂が噂を呼んで、大体市民社会というのは善意だけではなくて結構悪意の社会ですので、やっかみ半分が出るということもありますから、この条例でやはり情報を公開していくということは誤解がなくなっていくという意味でプラスではないかと思えます。

それから次に、基金がそういうものを透明にするならば、1つの大きな機能ではないかということも示していると思えますので、何とかもっと様々な機会を通じて理解を求め、同時にまた知恵も出していきたいと思っております。

とりあえず今日の皆さん方のご意見を受けて、来週もう1度ワーキングで整理をさせていただきます。そしてその結果をメール等でまたお送りし、そして調整をして、8月8日位からインターネット、それからその他のメディアを使って、市民になるべく広く伝わっていくように努力をしていきたいと思っております。

閉会

伊藤委員長

これをもって閉会させていただきたいと思えます。長い間どうもありがとうございました。